

令和2年度 一般会計歳出 第10款 1項 1目 建築行政総務費 12節 委託料

受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	委託担当 建築局企画部建築防災課 担当者名 藤井 電話 671-4544
----------	--------------	-----	---

設 計 書

- 委 託 名 令和2年度狭あい道路拡幅整備事業に伴う追跡調査業務委託
- 履 行 場 所 横浜市内
- 履 行 期 間 契約締結日から令和3年3月19日まで
- 契 約 区 分 確定契約
- その他特約事項
- 現 場 説 明 要
- 委 託 概 要 (1) 対象敷地現地調査
(2) 調査報告書作成
(3) 集計表作成
- 部 分 払 い しない

横浜市建築局

業 務 委 託 料 ￥

内 訳 業 務 価 格 ￥

消費税及び地方消費税相当額 ￥

工種	細別	単位	数量	単価	金額	備考
打合せ協議	初回・納品時	式	1			第1号単価表
対象敷地現地調査		件	367			第2号単価表
対象敷地現地調査報告書作成		件	367			第3号単価表
対象敷地集計表作成		枚	18			第4号単価表
小 計						
消費税及び地方消費税		式	1			
委託金額						

横浜市建築局

第1号単価表

工種	細別	単位	数量	単価	金額	備考
打合せ協議	1式あたり					
測量技師		人				
測量技師補		人				
直接人件費						
計						

第2号単価表

工種	細別	単位	数量	単価	金額	備考
対象敷地現地調査	1件あたり					
測量技師補		人				
測量助手		人				
直接人件費						
通信運搬費						
計						

横浜市建築局

第3号単価表

工 種	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
対象敷地現地調査報告書作成	1件あたり					
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
直接人件費						
	計					

第4号単価表

工 種	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
対象敷地集計表作成	1枚あたり					
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
直接人件費						
	計					

横浜市建築局

令和2年度狭あい道路拡幅整備事業に伴う追跡調査業務委託 仕 様 書

第 1 章 総 則

(適用)

第1条 本仕様書は、横浜市建築局建築防災課（以下「委託者」という。）が施行する、令和2年度狭あい道路拡幅整備事業に伴う追跡調査業務委託（以下「調査業務」という。）に関し適用する。

(委託の目的)

第2条 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「条例」という。）における整備促進路線等において、委託者の選定した敷地（以下「対象敷地」という。）の現地調査により整備状況を確認することを目的とする。

(履行場所)

第3条 委託者が指定する横浜市内の所定の場所とする。

(作業の種類)

第4条 調査業務における作業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象敷地現地調査作業
- (2) 調査報告書作成作業
- (3) 集計表作成作業

(調査件数)

第5条 狭あい道路の拡幅位置を示す、狭あい道路敷実測図（以下「実測図」という。）のある対象敷地367件の調査を行うこと。

(履行期限)

第6条 本調査業務の履行期限は、令和3年3月19日とする。

(作業の基準及び用語の定義)

第7条 この仕様書における作業の基準及び用語の定義は、条例、委託契約約款、個人情報取扱特記事項の例による。

(作業の実施)

第8条 受託者は、それぞれの作業の内容について、仕様書及び監督員の指示監督のもとに実施すること。

(作業の確認)

第9条 受託者は、第4条に掲げる作業において、契約事項に明示されていないものでも、作業の性質上当然必要な事項及び法令又は慣例によって履行しなければならない事項は、受託者の負担で処理すること。

(民有地等への立ち入り)

第10条 受託者は、調査作業のためやむを得ず第三者の土地に立ち入る場合は、土地所有者又は関係権利者にその旨を告げ、了解を得て立ち入ること。なお、この場合作業等は、原則として日の出前及び日没後には実施してはならない。

2 調査作業を行う場合は、横浜市の委託業者としての自覚を十分に認識し、公平かつ中立の立場で行うこと。特に言葉を慎み、不安、悪感情を与えないように注意すること。

3 調査作業を行う場合は、必ず横浜市の委託業者である旨の身分証明書を携帯し、「委託業者（横浜市）」と表示のある青色腕章を着用すること。

(損 害)

第11条 受託者は、調査作業の実施にあたり、万一、建造物の損害等、第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに監督員に報告するとともに、誠意をもって事後処理にあたること。

(疑 義)

第12条 受託者は、調査作業の実施にあたり、疑義が生じたときは、監督員と協議すること。

(変更及び中止)

第13条 委託者が必要と認めたときは、作業の変更又は中止を指示することがある。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、この作業で得た情報等を他に漏らしてはならない。

2 この作業で得た情報等を、当該作業以外に使用してはならない。

(調査機器の点検等)

第15条 受託者は、所要の検定を受けた調査機器を使用し、作業開始前には点検等を行い、その性能に支障がないよう調整しておかなければならない。

第 2 章 調査作業

(対象敷地現地調査作業)

第16条 受託者は、対象敷地において、第17条の提供資料に基づき次の各号に掲げる調査を行うこと。

- (1) 実測図の通り後退済であるか確認すること。
- (2) 後退済の場合、整備状況及び整備方法を確認すること。
- (3) 後退整備済の道路後退線の長さを確認すること。
- (4) 支障物の有無及び種類を確認すること。
- (5) 道路の状況、支障物の形状等及び隣地境界が分かる写真を、各道路について2方向以上撮影すること。

2 前項の調査については、巻尺等を使用し確認するものとする。

(調査に必要な書類)

第17条 調査に必要な書類として、次の各号に掲げる資料を本市より提供する。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 対象敷地の基礎情報一覧 (EXCEL形式) | 一式 |
| (2) 対象敷地の案内図 | 一式 |
| (3) 対象敷地における実測図のPDFデータ | 一式 |
| (4) 対象敷地現地調査報告書及び集計表の書式 (EXCEL形式) | 一式 |

第 3 章 報告書等作成作業

(調査報告書作成作業)

第18条 受託者は、現地調査のうえ、成果品として次の各号に掲げる図書を調査報告書として作成すること。

(1) 対象敷地現地調査報告書

A 4用紙を使用し、後退状況、整備状況、支障物の有無等を記入する。(別紙様式1)

(2) 対象敷地現場写真

ア 用紙はA 4サイズを使用し、1枚の用紙に2枚の写真を配置し、道路の状況写真及び支障物の形状等の分かる写真は別の用紙とする。

イ 各道路2方向からの写真は、公道境界線・申請地境界線を朱線で、道路後退線を青線で明示する。

ウ 支障物の写真は、物件の名称をメモ欄に記載する。

エ 撮影方向を明示した簡易な図面を添付する。

(集計表作成作業)

第19条 受託者は、現地調査のうえ、成果品として次に掲げる集計表を作成すること。

(1) 対象敷地集計表

対象敷地全体の後退状況等を記入する。(別紙様式2)

(納品)

第20条 受託者は、成果品として次の各号に掲げる図書を納品すること。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 調査報告書 | 一式 |
| (2) 集計表 | 一式 |
| (3) 報告書等データ一式(CD又はDVD) | 2枚 |
| (4) その他委託者が指示したもの | 一式 |

2 電子納品はPDF形式の納品を基本とし、写真についてはJPEG形式、集計表についてはEXCEL形式も納品すること。

3 成果品については委託者の所有とし、委託者の承認なしに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

第 4 章 その他

(補則)

第21条 本業務は委託契約約款及び契約規則等に基づき実施するものとする。

2 この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者が協議して定めるものとする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。